# 資 料

令和5年6月12日開催 第4回美瑛町議会定例会資料

# ○条例の一部改正

議案第1号 美瑛町税条例の一部改正について ----- 1~28 議案第2号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について ------ 29~31

#### 美瑛町税条例の一部改正要旨

#### 1 改正の要旨

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年総務省令第36号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年総務省令第37号)が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

#### 2 改正の概要

#### (1) 個人町民税

- ①森林環境税の導入に伴う規定の改正等
  - ア 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(令和4年政令第300号)により令第48条の9の3が改正されたことに伴い規定を改正する。

イ 個人の町民税の徴収の方法等

森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正等を行う。

ウ 個人町民税の納税通知書

納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する規定の改正 等を行う。

エ 給与所得に係る個人の町民税の特別徴収

特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額 に森林環境税額を含む旨を規定する改正等を行う。

オ 給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ

地方税法第321条の7第2項が改正されたことに伴い規定の改正等 を行う。

カ 公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収

特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額 及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等を行う。

- キ 年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ 地方税法第321条の7の10第2項が改正されたことに伴う規定の 改正等を行う。
- ②個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定の新設 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項が簡素化されたことに伴い規 定を新設する。
- ③給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等の規定の改正 施行規則様式の新設に伴い規定を改正する。
- ④法人の町民税の申告納付の規定の改正 施行規則様式の新設に伴い規定を改正する。
- ⑤法人の町民税に係る不足税額の納付の手続の規定の改正 施行規則様式の新設に伴い規定を改正する。
- ⑥肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例規定の改正 適用期限の延長に伴い規定の整備を行う。
- ⑦優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る町民税の課税の特例規定の改正 適用期限の延長に伴い規定の整備を行う。

#### (2) 軽自動車税

①種別割の税率規定の改正

ミニカー区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車を除外し、除外した特定小型原動機付自転車を条例第82条第1号イとする規定の整備を行う。

- ②軽自動車税の環境性能割の非課税規定の削除 臨時的軽減措置に係る規定を削除する。
- ③軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例規定の改正 不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収 する際に加算する割合を変更する規定の改正を行う。
- ④軽自動車税の環境性能割の税率の特例規定の削除 臨時的軽減措置に係る規定を削除する。
- ⑤軽自動車税の種別割の税率の特例規定の改正

軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)について、特例の期限を 3年間(25パーセント軽減の対象については2年間)延長する規定を整 備する。

⑥軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例規定の改正 不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収 する際に加算する割合を変更する規定の改正を行う。

#### (3) たばこ税

- ①たばこ税の申告納付の手続の規定の改正 施行規則様式の新設に伴い規定を改正する。
- ②たばこ税に係る不足税額等の納付手続の規定の改正 施行規則様式の新設に伴い規定を改正する。

## (4) 固定資産税

①読替規定の改正

令和3年度改正における法附則第64条を削る改正規定の施行(令和5年4月1日)に伴い規定を整備する。

- ②大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置に係る規定の改正
  - ア 法附則第15条第2項第1号等の条例で定めるわがまち特例の割合 を定める規定

法附則第64条が削除され、附則第10条の2第27項を固定資産税額の減額措置のわがまち特例を定める規定に改正する。

イ 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとす る者がすべき申告

固定資産税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規 定を新設する。

(5) その他地方税法等の改正に伴う条文整備

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)等により改正された地方税法の条項ずれなどに伴い、条文の整備を行う。

#### 3 施行期日

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、次に掲げる 規定は、それぞれ定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号二の改正規定 令和5年7月1日
- (2)第34条の9第2項、第38条の見出し及び同条第1項、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6、附則第15条の2の2及び附則第16条の2の改正規定並びに第38条第3項の新設規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2第2項の新設規定及び同条第3項から第6項までの改 正規定 令和7年1月1日

新

第1条~第34条の8 【略】

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 【略】

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

#### 3 【略】

第35条~第36条の3 【略】

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 【略】

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は

第1条~第34条の8 【略】

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 【略】

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は

ĺΗ

当該納税義務者<u>の同項の</u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税<u>若しくは町民</u>税に充当し 、若しくは当該

納税義務者の未納に係る徴収金に充当する

3 【略】

第35条~第36条の3 【略】

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 【略】

旧

法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代え て当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第 1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を 提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途 において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合に は、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からそ の異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、 施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則 で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、 町長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書が その提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その 申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- <u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事

- 2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を 提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途 において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合に は、前項 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からそ の異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、 施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則 で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、 町長に提出しなければならない。
- 3 前2項 の場合において、これらの規定による申告書が その提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その 申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- <u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事

項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支 払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提 供を受けた日」とする。

第36条の3の3~第37条 【略】

(個人の町民税の徴収の方法等)

- 第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により 徴収する。
- 2 【略】
- 3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収 する場合に併せて賦課し、及び徴収する。
- 第39条・第40条 【略】

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人町民税額、個人の道民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により、徴収する場合にあっては特別徴収の方法により、徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により、徴収する場合にあっては特別徴収の方法により、徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

# 第42条・第43条 【略】

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日にお

旧

項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支 払者が適用を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提 供を受けた日」とする。

第36条の3の3~第37条 【略】

(個人の町民税の徴収の方法 )

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 【略】

#### 第39条・第40条 【略】

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額 は、当該年度分の個人町民税額及び 道民税額の合算額

一 (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

## 第42条・第43条 【略】

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日にお

いて給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別 徴収の方法<u>により</u> 徴収することが著しく困難であると認められ る者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)であ る場合<u>には</u> 、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所 得割額及び均等割額<u>(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額</u> を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の 方法により 徴収する。

#### (1) · (2) 【略】

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に 給与所得以外の所得がある場合には 、当該給与所得以外の 所得に係る所得割額を同項の規定により 特別徴収の方法により \_ 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加 算して特別徴収の方法により 徴収する。ただし、第36条の2 第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収 の方法により 徴収されたい旨の記載があるときは、この限りで はない。
- 3 前項の本文の規定により 給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により 徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により 徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割

いて給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別 徴収の方法<u>によって</u>徴収することが著しく困難であると認められ る者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)であ る場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所

旧

の合算額を特別徴収の

方法によって徴収する。

#### (1) · (2) 【略】

得割額及び均等割額

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に 給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の 所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によっ て徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加 算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2 第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収 の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りで はない。
- 3 前項の本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割

額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

# 4 【略】

- 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該 年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を 生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して 新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規 定により 給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務が ある者に限る。以下この項において同じ。) を通じて、当該異動 により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくな った日の属する月の翌日の10日(その支払を受けなくなった日 が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の 規定により特別徴収の方法により 徴収されるべき前年中の給与 所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法 により 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金 額)を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をしたとき は、当該合算額を特別徴収の方法により 徴収するものとする。 ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴 収の方法により 徴収することが困難であると町長が認めるとき は、この限りでない。
- 6 特別徴収の方法により 個人の町民税を徴収される納税義務者 が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの 間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が 発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によ り 徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及

旧

額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通 徴収の方法により徴収するものとする。

# 4 【略】

- 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該 年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を 生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して 新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規 定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務が ある者に限る。以下この項において同じ。) を通じて、当該異動 によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくな った日の属する月の翌日の10日(その支払を受けなくなった日 が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の 規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与 所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法 によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金 額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたとき は、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。 ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴 収の方法によって徴収することが困難であると町長が認めるとき は、この限りでない。
- 6 特別徴収の方法<u>によって</u>個人の町民税を徴収される納税義務者 が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの 間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が 発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>によ</u> って徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及

び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により 徴収する。

# 第45条 【略】

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式 若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定に より総務大臣が定めた様式による納入書により 納付しなければ ならない。

#### 第46条の2~第46条の5 【略】

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により \_徴収されないこととなった場合には 、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により 徴収されたいこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。 び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

旧

# 第45条 【略】

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式 工は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>によって</u>納入しなければならない。

#### 第46条の2~第46条の5 【略】

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった場合<u>においては</u>、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたいこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>においては</u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>において</u>は直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

新

2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収)

- 第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが 著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には 、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には
  - 、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第

2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に 係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特 別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が 当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える 場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含

す。) において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当

該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

旧

当該納税者の未納に係る徴収金

#### に充当する

(公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収)

第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額

\_\_\_\_\_の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合において は、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第

47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

#### (1) 【略】

- (2) 特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとした場合には当該 年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなる と認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税の うち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所 得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別 徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の 初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するもの において普通徴収の方法により 徴収する。

# 第47条の3~第47条の5 【略】

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>には</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>に</u>は直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。

47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

旧

#### (1) 【略】

- (2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとした場合には当該 年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなる と認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税の うち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所 得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別 徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の 初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するもの において普通徴収の方法によって徴収する。

# 第47条の3~第47条の5 【略】

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの 規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する 場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されな いこととなった金額に相当する金額に相当する税額は、その特別 徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到 来する第40条第1項の納期がある場合<u>においては</u>そのそれぞれ の納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>に</u> おいては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項に おいて読み替えて準用する場合を含む。) の規定により年金所得 に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴 収の方法により 徴収されないこととなった特別徴収対象年金所 得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得 に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特 別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税 額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき 年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額 がない場合を含む。) において当該特別徴収対象年金所得者の未 納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、 法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過 誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用 することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金によ り当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、 は納入することを委託したものとみなす。

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が立た。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の既定によって

旧

\_\_当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金<u>に充当する</u>

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行

新

規則第22号の4様式<u>又は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。

#### $2 \sim 4$ 【略】

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

# 6~16 【略】

#### 第49条 【略】

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に 基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足額を当該通知書の 指定する期限までに、施行規則第22号の4様式<u>又は第22号の</u> 4の2様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の場合には 、その不足税額に法第321条の8第1 項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係

規則第22号の4様式\_\_\_\_\_による納付書により納付しなければならない。

ĺΗ

# $2 \sim 4$ 【略】

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式\_\_\_\_\_\_\_\_ による納付書により納付しなければならない。

#### 6~16 【略】

#### 第49条 【略】

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に 基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足額を当該通知書の 指定する期限までに、施行規則第22号の4様式
  - による納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1 項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係

る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

# 3 · 4 【略】

第51条~第81条の8 【略】

(種別割の税率)

- 第82条 次の各号に掲げる軽自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 原動機付き自転車

### イ~ハ 【略】

二 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が 0.5メートル以下であるもの、 側面が構造上解放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの年額3、700円

# (2) • (3) 【略】

第83条~第97条 【略】

る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

旧

#### 3 · 4 【略】

第51条~第81条の8 【略】

(種別割の税率)

- 第82条 次の各号に掲げる軽自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 原動機付き自転車

### イ~ハ 【略】

二 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が 0.5メートル以下であるもの<u>及び</u>側面が構造上解放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの

\_\_\_\_\_を除く。) で、総排気量が 0.0 2 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.2 5 キロワットを超えるもの年額3,700円

(2) · (3) 【略】

第83条~第97条 【略】

(たばご税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下 この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、 前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこ の品目ごとの課税標準たる本数の合計額(以下この節において 「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたば こ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合 にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ 税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合に あっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事 項を記載した施行規則第34条の2様式による申告書を町長に提 出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式 又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなけ ればならない。この場合において、当該申告書には、第96条第 3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品 目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16条の5様 式による書類を添付しなければならない。

# $2\sim4$ 【略】

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計額(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34条の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなけ

旧

ればならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16条の5様式による書類を添付しなければならない。

## $2 \sim 4$ 【略】

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し

新

て、施行規則第34号の2の5様式<u>又は第34号の2の5の2様</u> 式による納付書によって納付しなければならない。

第99条~第100条の2 【略】

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条 又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当 該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金若しくは重加算 金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の 2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって 納付しなければならない。

# 2 【略】

第102条~第151条 【略】 附 則

第1条~第7条の4 【略】

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

て、施行規則第34号の2の5様式

による納付書によって納付しなければならない。

第99条~第100条の2 【略】

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

旧

2 【略】

第102条~第151条 【略】 附 則

第1条~第7条の4 【略】

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2·3 【略】

第9条・第9条の2 【略】

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>又は第63条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第</u>63条 」とする。

新

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 【略】

2 【略】

- 3 法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。
- 4 法<u>附則第15条第21項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法<u>附則第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法<u>附則第15条第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法<u>附則第15条第22項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定め

2·3 【略】

第9条・第9条の2 【略】

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又 は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条 の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条 若しくは第64条」とする。

ĺΗ

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 【略】

2 【略】

- 3 法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。
- 4 法<u>附則第15条第22項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法<u>附則第15条第23項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第24項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定め

合は2分の1とする。

新 旧 る割合は2分の1とする。 る割合は2分の1とする。 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同 19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 20 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割 20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割 合は3分の2とする。 合は3分の2とする。

合は2分の1とする。

21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割

21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割

- 22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割 合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割 合は3分の2とする。
- 24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割 合は3分の1とする。
- 25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割 合は4分の3とする。
- 26 【略】
- 27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定 める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよう とする者がすべき申告)

第10条の3 【略】

 $2 \sim 1.1$  【略】

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに 係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けよう とする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完 了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提 出しなければならない。

22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割 合は3分の2とする。

旧

- 23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割 合は3分の2とする。
- 24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割 合は3分の1とする。
- 25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割 合は4分の3とする。

【略】 2.6

27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零 (生産性の向上に重点的に取り組む業種として同意導入促進基本 計画(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50 条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。) に定める業 種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象 資産を含む。)とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよう とする者がすべき申告)

第10条の3 【略】

2~11 【略】

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、 同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋 に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を 記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に 係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する 法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の 規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12 条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して 町長に報告しなければならない。

 $(1) \sim (4)$  【略】

(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎 となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 【略】

14 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、 同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋 に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を 記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に 係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する 法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の 規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12 条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して 町長に報告しなければならない。

旧

 $(1) \sim (4)$  【略】

(5) 施行規則<u>第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基礎 となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 【略】

13 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進

新

に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第 10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂 等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2 項に規定する実演芸術の公園の用に供する施設である旨を証する 書類を添付して町長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (6)$  【略】

第11条~第15条 【略】

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

# 2·3 【略】

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の 環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割 合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 第15条の3・第15条の4 【略】

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公園の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

旧

 $(1) \sim (6)$  【略】

第11条~第15条 【略】

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の5第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

#### 2·3 【略】

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の 環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割 合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 第15条の3・第15条の4 【略】

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

_

第15条の6・第15条の7 【略】

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

#### 【略】

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽 自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車 が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</u>の間に初回車両 番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の 属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左 第15条の5 【略】

2 【略】

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 81条の4 (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用 については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限 り、これらの規定中「100の2」とあるのは、「100分の 1」とする。

ĺΗ

第15条の6・第15条の7 【略】

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

#### 【略】

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽 自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車 が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</u>の間に初回車両 番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>

の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左

第 4 回美瑛町議会定例会			第4回美瑛町議会定例会資料
新		旧	
欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同	欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同		
表右欄に掲げる字句とする。	表右欄に掲げる字句とす	<del>-</del> る。	
【略】		【略】	
	3 法附則第30条第3項	「第1号及び第2号に 「第1号及び第2号に	掲げる法第446条
	第1項第3号に規定する	ガソリン軽自動車(	以下この条において
	「ガソリン軽自動車」と	いう。) のうち3輪	以上のものに対する
	第82条の規定の適用に	こついては、当該ガソ	リン軽自動車が令和
	2年4月1日から令和3	年3月31日までの	間に初回車両番号指
	定を受けた場合には令和	13年度分の軽自動車	税の種別割に限り、
	次の表の左欄に掲げる同	条の規定中同表の中	欄に掲げる字句は、
	それぞれ同表の右欄に指	げる字句とする。	
	第2号イb	3,900円	2,000円
	第2号イc (a)	6,900円	3, 500円
(削除)	717	10,800円	5,400円
	第2号イc (b)	3,800円	1, 900円
	717	5,000円	2,500円
	4 法附則第30条第4項		
	動車のうち3輪以上のも		
	く。) に対する第82条	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	軽自動車が令和2年4月	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	初回車両番号指定を受け		
	個別割に限り、次の表の 種別割に限り、次の表の		
	塩が耐に放り、伏の衣の   掲げる字句は、それぞれ		
	1旬17 3十円は、てんてん	川女ツ石側に物りる	<u> プリこりる。</u>

令和5年6月12日 第4回美瑛町議会定例会資料

第257b   3,900円 3,000円 第257c (a)   第257c (a)   6,900円 5,200円 第257c (a)   10,800円 8,100円 第257c (b) 3,800円 2,900円 5,000円 5,000円 3,800円 2,900円 5,000円 3,800円 3,800円 5,000円 3,800円 6,000円	,一直一直一直,一直一直一直一直,一直一直一直一直,一直一直一直,一直一直一直,一直一直一直,一直一直一直,一直一直一直,一直一直,一直一直,一直一直,一直一直 			
(削除)    第2号イc(a)   6,900円   5,200円   10,800円   8,100円   第2号イc(b)   3,800円   2,900円   5,000円   5,000円   5,000円   3,800円   5,000円   5,000円   3,800円   5,000円   5,000円	新	旧		
(削除)    第2号イc(a)   6,900円   5,200円   10,800円   8,100円   第2号イc(b)   3,800円   2,900円   5,000円   5,000円   5,000円   3,800円   5,000円   5,000円   3,800円   5,000円   5,000円				
(削除)		第2号 d b 3, 900円 3, 000円		
第2号イc(b)       3,800円       2,900円         5,000円       3,800円       3,800円         5,000円       3,800円       5,000円         5,000円       3,800円       5,000円         5,000円       3,800円       2,900円         5,000円       3,800円       2,800円         82条の規定中       42月日から令和4年       4月日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和4年度分の軽自動車が令和3年4月1日から令和4年         4月日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の転働車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる字句は、それ		<u>第2号イc(a)</u> <u>6,900円</u> <u>5,200円</u>		
5,000円 3,800円  6 国動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる言条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。  6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年2分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には今和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には今和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には今和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には今和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には今和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には今和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には今和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には今和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には今和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には今和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合にはずるなりを対してはよりにはよりにはよりにはよりにはよりにはよりにはよりにはよりにはよりにはよりに	(削除)	10,800円 8,100円		
5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽 自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適 用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年 度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月 1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場 合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の 左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽 自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定 の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4 年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年 4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受け た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		<u>第2号イc(b)</u> <u>3,800円</u> <u>2,900円</u>		
自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。  (5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		<u>5,000円</u> <u>3,800円</u>		
自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。  (5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年2月1日から令和5年2月の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ				
用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。  (5) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ				
月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる写句とする。				
度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月 1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ				
1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年		
合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の 左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽 自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定 の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4 年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年 4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受け た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月		
左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽 自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定 の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4 年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年 4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受け た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場		
同表の右欄に掲げる字句とする。		合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の		
6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽 自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定 の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4 年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年 4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受け た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ		
自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定 の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年 年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年 4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受け た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		同表の右欄に掲げる字句とする。		
の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽		
# 3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年 4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受け た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定		
4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年   4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受け   た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の   表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4		
4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受け た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和		
た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年		
表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受け		
		た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の		
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ		
		ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第 446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項 及び次項において「ガソリン軽自動車」という。) (営業用の乗 用のものに限る。) に対する第82条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車が令和4年4 月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の 翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イb中 「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イc (a) 中「6, 900円」とあるのは「3, 500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリ ン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗 用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車が令和4年4 月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の 翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イb中 「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イc (a) 中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリ ン軽自動車

旧

(営業用の乗

用のものに限る。) に対する第82条の規定の適用については、 当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の 軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4 月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリ ン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗 用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、 当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の 軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4 月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句 とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

#### 2 【略】

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の 種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を 乗じて計算した金額を加算した金額とする。

# 第16条の3~第17条 【略】

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の起因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡をいり。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

#### (1) · (2) 【略】

旧

輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

#### 2 【略】

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の 種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を 乗じて計算した金額を加算した金額とする。

# 第16条の3~第17条 【略】

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の起因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

#### (1) · (2) 【略】

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

#### 3 【略】

第17条の3~第24条 【略】

Industria of

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

旧

# 3 【略】

第17条の3~第24条 【略】

## 美瑛町都市計画税条例の一部改正要旨

# 1 改正の要旨

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)が令和5年3月 31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

## 2 改正の概要

地方税法等の一部を改正する法律により改正された地方税法の条項ずれなどに伴い、条文を整備する。

# 3 施行期日

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

第1条~第6条 【略】

附則

1 【略】

(法附則第15条第14項の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。

新

(法附則第15条第32項の条例で定める割合)

3 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

4 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

5 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(法附則第15条第43項の条例で定める割合)

6 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

# $7 \sim 14$ 【略】

15 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15</u>

第1条~第6条 【略】

附則

1 【略】

(法附則第15条第15項の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 は5分の3とする。

旧

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

3 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

4 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

5 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

6 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

#### $7 \sim 14$ 【略】

15 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15

# 〇美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和5年6月12日 第4回美瑛町議会定例会資料

	为于四天块町成五足門五貝村
新	旧
条の3まで若しくは第63条」とする。	条の3まで若しくは第63条」とする。
16 【略】	16 【略】
附則【略】	附則【略】
III XI FELL	HI XA FAIL